

## 水道メーター等有効期限一覧表

名称	構造	設置メーター 戸数+共用数	検定期限	13mm		20mm		25mm	30mm		40mm	メーター口径 検針方式 既存メーター		
				カウンター	集中	カウンター	集中	直読	カウンター	カウンター	集中		直読	
潮江市営住宅		中耐5階	5	R7.08		5							愛知	
三里十津北市営住宅	(3~5号棟)33~80号	中耐4階	48+3	R7.11	3		36		12				愛知	
三里十津北市営住宅	(6号棟)181~120号	中耐5階	40	R7.11			38		2				愛知	
新田町市営住宅		中耐5階	30+1	R7.11	1		24		6				愛知	
新田町市営住宅	集会所	鉄骨1階	1	R7.11			1						愛知	
六泉寺町市営住宅	(26号棟)315~338号	中耐4階	24+1	R7.12	1				24				愛知	
鴨部市営住宅		中耐5階	40	R8.01			38		2				愛知	
鴨部市営住宅		高耐10階	104	R8.01			104						愛知	
令和7年度分				計	5	5	99	142	0	46	0	0	0	
小高坂おくらみち改良住宅	(2号棟)	中耐4階	24+3	R8.05	3		18		6				愛知	
三里十津北市営住宅	(7号棟)121~160号	中耐5階	40+4	R8.11	4		38		2				愛知	
三里十津南市営住宅	(8号棟)205~244号	中耐5階	40	R9.01			32		8				愛知	
三里十津南市営住宅	(9号棟)245~276号	中耐4階	32	R9.01			24		8				愛知	
六泉寺町市営住宅	(10~12号棟)55~126号	中耐4階	72+3	R9.01	3				72				愛知	
潮江第二コミュニティ住宅		耐火7階	52	R9.01			52						愛知	
源内山北改良住宅	(2棟)	中耐4階	43	R9.02			35		8				愛知	
六泉寺町市営住宅	(16~18号棟)145~216号	中耐4階	72+3	R9.02	3				72				愛知	
令和8年度分				計	10	0	129	52	0	170	0	0	0	
比島町市営住宅		高耐9階	48+1	R9.06			49						愛知	
北竹島町市営住宅	(1号棟)	高耐11階	122+1	R9.07			122			1			愛知	
鏡川市営住宅	(2棟)	中耐5階	70	R9.08			56	14					愛知	
三里十津北市営住宅	(1及び2号棟)	中耐4階	32+3	R9.12	3		24	8					愛知	
横浜市営住宅	(1及び2号棟)	中耐4階	48+2	R9.12	2		48						金門	
横浜市営住宅	(3号棟)	中耐4階	32+1	R9.12	1		32						金門	
小高坂三城ヶ森改良住宅	(2棟)	中耐4階	27	R10.02			27						愛知	
令和9年度分				計	6	0	187	171	22	0	0	1	0	
栄田町コミュニティ住宅		耐火5階	18+1	R10.06				19					愛知	
栄田町コミュニティ住宅		耐火5階	8+1	R10.06				9					愛知	
三里十津南市営住宅		中耐4階	24	R11.01			18		6				金門	
三里十津南市営住宅		中耐4階	24	R11.01			18		6				金門	
鏡川町市営住宅		高耐6階	14+1	R11.02				15					愛知	
若草町西市営住宅		高耐9階	134+2	R11.02	1		135						愛知	
北竹島町市営住宅		高耐11階	110	R11.02				110					愛知	
横浜市営住宅		中耐4階	2	R11.03			2						金門	
令和10年度分				計	1	0	173	110	43	12	0	0	0	
若草町西市営住宅		高耐9階	1	R11.04					1				愛知	
長浜馬場の西市営住宅		中耐4階	1	R11.08			1						愛知	
六泉寺町市営住宅		中耐4階	16+1	R11.10	1		12		4				愛知	
潮江第三コミュニティ住宅		耐火5階	12	R11.10		12							愛知	
横浜市営住宅		中耐4階	40+3	R11.11	3		40						金門	
小高坂三城ヶ森改良住宅		中耐4階	10+1	R11.12	1		8		2				愛知	
小高坂おくらみち改良住宅		中耐4階	24	R11.12			18		6				愛知	
比島町北市営住宅		中耐4・5階	84	R12.01			66		18			7	金門	
令和11年度分				計	5	12	145	0	0	31	0	0	7	
令和7~11年度分				合計	27	17	733	475	65	259	0	1	7	

・取替えにあたっては高知市上下水道局各戸検針及び各戸徴収サービスの規定及び計量法等の関係法令並びに国土交通省等の技術基準によること。

・新旧メーターの本体及び受信機側の取替時指数の記録及びメーターメーカーによる本体と受信機側の調整・記録を行うこと。取替えに先立ち入居者への周知を図ること。

・不明箇所については現地及び上下水道局で確認を行うこと。

・必要に応じて住宅政策課の指示を受けること。

・既設口径と上下水道局への登録が一致しない場合があるため注意すること。